

令和7年9月16日		
資 料 提 供		
担当課	教育委員会	総務課 吉村(内線3668 直通Tel073-441-3640)

不正行為等通報の受理・処理状況について

令和7年8月中に教育委員会で受理した不正行為等通報(教育委員会事務局等や県立学校の業務に係るもの)について、概要を公表します。

1 教育委員会の通報の件数

(1)通報者別

通報者	件 数(内匿名)
県民等	0(0)
職員等	1(0)
計	1(0)

(2)通報方法別

通報者	件 数(件)
電子メール	1
郵便・FAX	0
その他	0
計	1

2 教育委員会で受理した通報内容と処理状況

(教育委員会)・・・教育委員会で受理・調査・処理

通 報 内 容		処 理 状 況
①	県教育委員会が作成している休暇に係る手引きの記載に一部、規則と齟齬がある。	不正行為等ではないため不受理とし、担当課へ送付した。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの

(2)県の行政事務処理、その他に関するもの

1 ①

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1)調査の結果、是正の必要がないもの	0
(うち通報内容が事実とは認められないもの)	0
(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)	0
(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)	0
(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)	0
(2)調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの	0
(3)調査を継続中としたもの	0
(4)不受理としたもの	1 ①